

## 7 医療費支援制度

【保険期間】2023年1月1日(日)~2023年12月31日(日)



加入対象者



### 意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。  
給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 保障内容等(契約概要部分)

● 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上の日の単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

#### 支援給付金

保障内容	本人・配偶者	本人・配偶者・子ども
	5万円	2.5万円
病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 <b>5万円</b>	支援給付金額 <b>2.5万円</b>
「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	手術1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>
「入院を伴わない」 放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>
先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額	

### 給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	通算		
入院支援給付金	1入院について 5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から 60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	放射線治療の 開始日から 60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

- 給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.48

### 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

#### ◎月額保険料 [基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約]

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- <支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
5万円	2.5万円	5万円	2.5万円	
16～19歳 (2003.7.2～2007.7.1)	568円	321円	423円	248円
20～24歳 (1998.7.2～2003.7.1)	483円	278円	583円	328円
25～29歳 (1993.7.2～1998.7.1)	488円	281円	823円	448円
30～34歳 (1988.7.2～1993.7.1)	513円	293円	963円	518円
35～39歳 (1983.7.2～1988.7.1)	618円	346円	958円	516円
40～44歳 (1978.7.2～1983.7.1)	748円	411円	923円	498円
45～49歳 (1973.7.2～1978.7.1)	963円	518円	993円	533円
50～54歳 (1968.7.2～1973.7.1)	1,238円	656円	1,108円	591円
55～59歳 (1963.7.2～1968.7.1)	1,673円	873円	1,288円	681円
60～64歳 (1958.7.2～1963.7.1)	2,298円	1,186円	1,593円	833円
65～69歳 (1953.7.2～1958.7.1)	2,708円	1,391円	1,998円	1,036円
70歳 (1952.7.2～1953.7.1)	2,983円	1,528円	2,318円	1,196円
71歳 (1951.7.2～1952.7.1)	3,098円	1,586円	2,433円	1,253円
72歳 (1950.7.2～1951.7.1)	3,228円	1,651円	2,548円	1,311円
73歳 (1949.7.2～1950.7.1)	3,363円	1,718円	2,663円	1,368円
74歳 (1948.7.2～1949.7.1)	3,518円	1,796円	2,788円	1,431円
75歳 (1947.7.2～1948.7.1)	3,673円	1,873円	2,913円	1,493円

  

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基本保障	
	2.5万円	
0～22歳 (2000.7.2以降に生まれた方)		368円

## つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、給付金をお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となつたとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなつたとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となつたとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となつた場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき  
　　入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
  - ・契約者の故意または重大な過失
  - ・その被保険者の故意または重大な過失
  - ・その被保険者の犯罪行為
  - ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
  - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
  - ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.45

## 加入取扱いに関するご注意



- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。